

本相談室だよりNo.63は、障害関係施設・事業者あて送付しています。

**東社協福祉施設経営相談室だよりNo.63**平成19年11月16日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

## 自立支援費等に関する収入科目の確認です

本相談室に対し、4月4日付事務連絡に対応する自立支援費等に関する収入科目の確認のご相談がありましたので、東京都福祉保健局に照会した結果下記によることとなりますので、改めてご確認ください(全1枚)。本相談室だよりの内容照会は、上記アドレス宛メールにてお願いします。

Q1 19年4月4日付厚生労働省障害福祉課発事務連絡による通知の中で、社会福祉法人減免による収入は、「補助事業等収入」(大区分)「その他の補助金等収入」(中区分)でよいですか。(そうだとする理由は当該収入は自立支援費に係る収入であっても「自立支援費等収入」(大区分)の中区分として示されていないためでしょうか)

A 国に問い合わせたところ、ご指摘のとおり、社会福祉法人会計基準の中で「自立支援費等収入」(大区分)の中区分として示されていないため、資金収支計算書及び内訳書、事業活動収支計算書及び内訳書の勘定科目「〇〇事業収入」(大区分)「〇〇事業収入」(中区分)を活用し、「補助事業等収入」(大区分)「その他の補助金等収入」(中区分)を設置して処理することとしたということです。

Q2 東京都サービス推進費(身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、入所支援施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援へのサービス推進費)は従来どおり経常経費補助金収入でよいですか?

A 従前通り「経常経費補助金収入」で処理することに変更ありません。

Q3 グループホーム・短期入所等への自立支援費に係る東京都単独加算収入は、経常経費補助金収入でよいですか?

A 共同生活援助(グループホーム)の場合は、「自立支援費等収入」(大区分)「訓練等給付費収入」(中区分)「〇〇収入」(小区分)を設定し処理します。  
共同生活介護(ケアホーム)、短期入所(ショートステイ)の場合は、「自立支援費等収入」(大区分)「介護給付費収入」(中区分)「〇〇収入」(小区分)を設定し処理します。

(東社協注:上記「〇〇収入」(小区分)の名称は、事業者において任意に決定する事項で、例えば、国単価収入、都加算収入をそれぞれの中区分の下に設定することが考えられます)